

高萩・北茨城広域事務組合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則

令和元年10月1日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、行政手続法（平成5年法律第88号）、茨城県行政手続条例（平成7年茨城県条例第5号）及び高萩・北茨城広域事務組合行政手続条例（令和元年高萩・北茨城広域事務組合条例第24号）に基づき、管理者その他の処分権限を有する者が行う聴聞及び弁明の機会の付与について、他に特別の定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(聴聞及び弁明の機会の付与に係る手続等)

第2条 前条に定める聴聞及び弁明の機会の付与に係る手続については、北茨城市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成10年北茨城市規則第34号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。